

別記様式第1号(第四関係)

平成<sup>へいせい</sup>27<sup>ねん</sup>年度<sup>ど</sup>長野<sup>ながの</sup>県<sup>けん</sup>基盤<sup>きばん</sup>整備<sup>せいび</sup>地区<sup>ちく</sup> 活性化<sup>かつせい</sup>計画<sup>けいかく</sup>

長野県、伊那市

平成27年 2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成27年度長野県基盤整備地区活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	伊那市	地区名	手良	計画期間	平成27年度～平成31年度

## 目 標

農業生産の基盤である農業用排水施設の整備により、生産性の向上、維持管理費の節減などの条件を整備し、農業経営の安定化を目指すことで、農山村における定住を促進する。

具体的には、長野県伊那市の農地を含む区域63.7haにおいて、農業用排水施設の整備を行い、持続的に農業を営むことにより定住を促進し、下記に示す地区の人口の減少率の抑制を目指す。

### 【手良地区】

伊那市の北部に位置する当地区は、河岸段丘の肥沃な土地と豊かで良質な水に恵まれ、水稻や野菜、果樹、花卉などの農業が盛んであるが、近年、農業従事者の減少や担い手の不足が懸念されている。

農業基盤整備により営農条件を向上させ、継続的な農業活動の維持と農業農村の活性化を図ることで、農家の定住を促進する。

本地区の人口は、平成21年度から平成26年度までに6.1%にあたる65人が減少しており、今後もさらに減少が見込まれることから、5年後の平成31年度の人口減少率を6.0%未満に抑制することを目標とする。

平成26年度：1,005人（伊那市行政基本台帳H26.10.1時点） 平成31年度：945人以上【減少率6.0%未満の抑制】（目標）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人口	1,070	1,064	1,054	1,034	1,011	1,005	993	981	969	957	945
減少率	6.1%						6.0%				

※H27～H31の人口は見込み

## 目標設定の考え方

### 地区の概要：

長野県は、8県に境連ねており、日本アルプスを始めとする山々から流れ出る水は、北に犀川、千曲川、南に木曾川、天竜川と国内有数の河川を有していることにより、比較的安定した農業用水を得ている。このため、松本、伊那、佐久、善光寺平など肥沃な平野部では水稻を中心とし、中山間部では果樹や野菜を中心とした複合経営により農業を営んでいる。県内の農地面積は、水田54,700ha、普通畑36,600ha、樹園地15,800ha、牧草地3,320haの合わせて110,400haである。傾斜地が多く、農家の経営面積が小さいなど、土地利用型農業の展開は困難な地域が多く、米の生産量は217,400tと全国生産量の2.5%にすぎないが、1等米比率は長年全国トップレベルの90%台を保っている。また、標高が高い地域では冷涼な気候を利用し、レタス、白菜、キャベツなどの高原野菜の栽培が盛んで一大産地を形成している。

### 【手良地区】

伊那市は長野県の南部に位置する人口7万人の市である。東に南アルプス、西に中央アルプスを抱き、その間を流れる天竜川や三峰川沿いに広がる平地、河岸段丘では豊富な水資源を活用した水稻、麦類の生産を中心とした農業を進めている。また、市内を南北にはする中央自動車道や国道153号線などの基幹道路が整備され、東京・名古屋のほぼ中間に位置することから、優良な立地条件を活かした産業拠点も形成されている。

#### 現状と課題

本県の農業構造は、高齢化の進展による農業従事者の減少や輸入農産物の増加による農産物価格の低迷などの農業を取り巻く情勢の変化と、老朽化が顕著な農業生産基盤における維持管理に係る負担の増大などを要因として耕作放棄地が増加するなど、農業生産力や農村社会の活力低下等、多くの問題を抱えている。経営耕地面積に対する耕作放棄地の割合は12.8%で全国平均の6.0%を大きく上回っている。これらの耕作放棄地の多くは中山間地域など条件不利地域に多く存在しており、高齢化による後継者不足と生産基盤となる施設の維持管理及び更新が課題となっている。

#### 【手良地区】

地区農業生産の基盤である農業用排水施設は昭和40年代前半から50年代前半に「第一次農業構造改善事業及び農村基盤総合整備事業」により整備されたものであり、経年劣化による老朽化が著しく、用水の安定供給が困難となっている上、維持管理に多大な労力を費やしている。農業従事者の高齢化、後継者不足に伴う労働力の低下が懸念される中、用水の安定供給の確保と維持管理軽減を図る基盤整備が求められている。

#### 今後の展開方向等

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、安定した農業生産を行うため、優良農地の確保や、水路・ため池・農道といった農業用施設の適切な維持管理を行うとともに、働きやすく、住みよい農山村の実現を目指す。

なお、活性化計画の計画期間内に農業用排水施設の整備・更新を行い、機能が確保された農地を63.7ha増加させることが可能となる。これにより、農山村の地区人口の減少率抑制、集落世帯数の維持、受益農家戸数の減少率抑制が図られ、農山村における定住等の促進につながる。

#### 【手良地区】

本地区の確保すべき優良農地の農業生産基盤の整備を計画的に実施することにより、生産性の向上、作業効率の向上によるコストの削減や営農環境を整えるとともに、農業の担い手の確保育成により地区人口の減少抑制を図りながら、農業経営基盤の強化と地域活力の再生を目指す。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
伊那市	手良地区	基盤整備(農業用排水施設)	伊那市	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

### 3 活性化計画の区域

手良地区(長野県伊那市)	区域面積	200.4ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積200.4haのうち農林地面積は167.6haで83.6%を占めている。 当該区域の全就業者数は511人であり、内農林業従事者数は169人で33.1%を占めている。 【活性化計画対象集落：八ツ手区、中坪区】		
②法第3条第2号関係： 当該区域の農林業従事者は169人(内農業従事者169人)である。これらの農業従事者の減少を抑制するためには、農業用排水施設等の機能を確保し、農家の営農環境を改善することが必要である。農業構造の改善による農業経営の安定化は、農業従事者の減少を抑制するとともに、新規就農者数の増加・促進、加えて地域人口の維持・増加に資するものとして有効かつ適当なものである。		
③法第3条第3号関係： 当該区域は、農振農用地であり、市街地を形成している区域を含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	
該当なし													

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	<div data-bbox="1301 860 1617 916" style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">該当なし</div>	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画が終了する年度の翌年度(事業完了後)に活性化目標である集落人口の減少率の抑制について、達成度合いを市町村の人口統計資料等を基に、伊那市と長野県が共同で評価を行う。

なお、この評価結果については伊那市の農業振興協議会等の検証結果を添えて公表する。

### 【手良地区】

八ツ手区及び中坪区の人口を対象

平成26年度:1,005人 平成31年度:945人 【6.0%未満の抑制】(目標)